

○ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 畜 A 第 729 号農林水産省畜産局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																								
別表第 3 動物用医薬品の検定に関する標準処理期間	別表第 3 動物用医薬品の検定に関する標準処理期間																								
<table><tr><th>製 剤</th><th>標準処理期間（日）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（診断液の部）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ひな白痢急速診断用菌液</td><td><u>30</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	製 剤	標準処理期間（日）	（略）	（略）	（診断液の部）		（略）	（略）	ひな白痢急速診断用菌液	<u>30</u>	（略）	（略）	<table><tr><th>製 剤</th><th>標準処理期間（日）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（診断液の部）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ひな白痢急速診断用菌液</td><td><u>40</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	製 剤	標準処理期間（日）	（略）	（略）	（診断液の部）		（略）	（略）	ひな白痢急速診断用菌液	<u>40</u>	（略）	（略）
製 剤	標準処理期間（日）																								
（略）	（略）																								
（診断液の部）																									
（略）	（略）																								
ひな白痢急速診断用菌液	<u>30</u>																								
（略）	（略）																								
製 剤	標準処理期間（日）																								
（略）	（略）																								
（診断液の部）																									
（略）	（略）																								
ひな白痢急速診断用菌液	<u>40</u>																								
（略）	（略）																								

附 則
この通知は、令和 7 年 6 月 26 日から施行する。